平成２３年（フ）第６７４０号
大阪府高槻市宮が谷町14番15号
債務者　井手　由依
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７４４号
大阪市城東区関目１丁目11番12―207号
債務者　飯尾　　浩
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７４５号
大阪市都島区東野田町５丁目15番５号　大野マンション419号
債務者　飯尾伊都恵こと　飯尾　糸恵
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７５７号
大阪市北区長柄西２丁目９番29号　ドミール小川502号室
債務者　西出　武蔵
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７６０号
大阪市住吉区東粉浜２丁目20番７号、前住所大阪市住之江区浜口西１丁目16番34号
債務者　熊田　祐子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７６６号
大阪府東大阪市横枕11番23号　グローリアス105号
債務者　朝妻　正一
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７７１号
大阪市阿倍野区天王寺町北１丁目８番47―235号
債務者　豊田貞子こと　許　　汝俊
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７７５号
大阪府東大阪市柏田東町５番24号　三友マンション211号
債務者　石川　昌樹
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７７８号
大阪市平野区平野宮町２丁目９番22号　ハイツコーセー５番館３Ｃ
債務者　寺嶋　靖雄
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７７９号
大阪市平野区平野宮町２丁目９番22号　ハイツコーセー５番館３Ｃ
債務者　寺嶋　京美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７８０号
大阪府八尾市楽音寺５丁目41番地
債務者　小室　浩和
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７８１号
大阪市浪速区浪速西２丁目５番２―205号
債務者　濱田　加代
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４０５号
埼玉県上尾市中妻４丁目１番地19　ファインスカイ201、旧住所埼玉県鴻巣市前砂232番地１　サンクレイドル吹上203号
債務者　佐藤　公人
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３５号
さいたま市緑区大字中尾164番地　メゾネット中尾105号
債務者　滝口　正代（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６２号
埼玉県川口市芝中田１丁目32番15号　東明ハウス101号
債務者　梶浦礼子こと　梶浦　礼斗
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７４号
埼玉県新座市野火止５丁目21番17号　ハイツ野火止103号室
債務者　石塚　　晃
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３０号
埼玉県川口市大字安行領根岸1890番地の５県営川口神根高層団地
債務者　木村　義一
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係